

## 高齢運転者による交通事故防止対策を求める意見書

高齢運転者による交通事故に、児童生徒、若者を含め、全く過失のない多くの方々が巻き込まれ、命を落とす事態が続いており痛惜の極みである。

政府は、高齢者事故の対策を強化するため、認知症対策を厳格化した改正道路交通法を来年3月に施行するが、高齢者の事故は、認知症等の明確な症状だけが原因でなく、加齢に伴う運動機能や視力、判断力の低下も大きな要因となっている。

また、運転免許証の自主返納も、高齢者が移動手段を失うために進んでいない現状があり、高齢運転者による交通事故を防ぐためには、関係機関が連携し、社会全体で高齢者の生活を支える体制を整備する必要がある。

よって、本区議会は、国会及び政府並びに東京都に対し、下記の事項について取り組むことを強く求める。

### 記

- 1 高齢者の事故防止のみならず、生活支援の観点も含め、車に代替する公共交通機関等を充実させること。
  - 2 高速道路における逆走防止設備の設置や自動ブレーキ等の自動車装備の改善などを推進すること。
  - 3 認知機能検査間隔の短縮や運動適応能力の診断の実施とこれに応じた運転免許証返納制度への変更など、高齢者の心情にも配慮した高齢者本意の対策を行うこと。
  - 4 運転免許証返納制度の普及啓発や高齢者交通安全教室を通じた安全指導など、国、警察、自治体等が更に連携して対策を講じていけるよう体制を整備していくこと。
  - 5 安全安心の担保の観点から、通学路の交通安全点検を継続的に実施していけるよう全般的な支援をすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年12月15日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働省  
国土交通大臣  
国家公安委員会委員長  
東京都知事



あて